

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		事故時の応急措置命令（移動タンク貯蔵所）
根拠条例・規則名		消防法
条 項		第 1 6 条 の 3 第 4 項
所 管 部 課		消防局 予防部 査察指導課 （電話：048-833-7038）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	未設定 どのような場合にいかなる措置命令を行うかについては、事故の状況により個別具体的に判断しなければならないため、処分基準を設定する事が困難である。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		